

議案第二十一号

港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について

令和六年二月二十六日

港区教育委員会

令和6年2月26日  
教育委員会議案資料 No. 5

港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について

審議内容

港区立運動場の管理運営に関する基本協定書を、指定管理者と締結します。

1 締結理由

港区立運動場条例第11条に基づき指定した指定管理者である、ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体と、港区立運動場の管理運営に関する基本協定書を締結します。

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 協定書（案）

別紙のとおり

4 締結予定日

令和6年3月中旬

(案)

## 港区立運動場

# 管理運営に関する 基本協定書

港 区

ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・  
東急コミュニティー共同事業体

## 港区立運動場の管理運営に関する基本協定書

港区教育委員会（以下「甲」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号）244条の2及び港区立運動場条例（昭和46年港区条例第34号。以下「条例」という。）第11条に基づき指定した指定管理者であるピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体（以下「乙」という。）は、次のとおり、条例別表第一（第2条関係）に掲げる施設（以下「本施設」という。）の管理運営に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、条例第10条に規定する本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）を、乙が実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性の趣旨の尊重）

第2条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本業務の実施に当たって公の施設の公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、利用者の安全安心を最優先にした上で、互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（指定期間等）

第4条 条例第11条第3項に規定する指定の期間（以下「指定期間」という。）は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 本協定の有効な期間は、前項に規定する指定期間と同様とする。

3 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（本施設の概要）

第5条 乙が本業務を行う本施設の所在地及び建築物等の概要は、別紙1「施設の所在地及び概要一覧」のとおりとする。

（本施設の使用）

第6条 甲は、本業務の実施に当たり、本施設を乙に対し無償で使用させるものとする。

（目的外使用の禁止）

第7条 乙は、施設、付属設備及び物品を善良な管理者の注意をもって管理するものと

し、本業務以外の目的に使用し、又は第三者に貸与し、若しくは譲渡してはならない。  
ただし、甲と協議し、その承諾を得た場合は、この限りでない。

## 第2章 本業務の実施

(本業務の範囲)

第8条 乙が行う本業務の範囲は、条例第10条各号に定めるものとし、その詳細は、別に定める業務基準書のとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が行うものとする。

- (1) 本施設の使用許可
- (2) 本施設の目的外使用許可
- (3) 本施設の改築改修に関する業務（大規模修繕工事等）

(責任者等の配置)

第10条 乙は、本業務を円滑かつ適正に履行するため、本業務に係る責任者及び職員を配置するものとする。

(管理運営の基準)

第11条 本業務を行う上での管理運営の基準は、条例に定めるもののほか、別に定める業務基準書のとおりとする。

(本業務の範囲及び管理運営の基準の変更)

第12条 甲及び乙は、甲又は乙が必要と認める場合は、第8条に規定する本業務の範囲及び前条に規定する管理運営の基準の変更について協議するものとする。

2 変更に伴う管理運営費用については、前項の協議において決定するものとする。

(本業務の実施)

第13条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係法令等のほか、事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定と事業計画書との間に矛盾及び齟齬がある場合は、本協定、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画書において本協定を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(事業計画書の提出)

第14条 乙は、本業務を実施するに当たり、本施設について次に掲げる事項を記載し

た事業計画書を速やかに甲に提出しなければならない。

- (1) 収入支出の予算
- (2) 年間計画書
- (3) 職員の構成
- (4) 職員の履歴及び資格に係る事項
- (5) 非常勤職員の雇用に係る事項
- (6) 緊急時の体制に係る事項
- (7) システム運用管理業務の担当に係る事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

2 前項第1号及び第2号については年度ごとに、第3号から第7号までについては事項の変更があるごとに提出するものとする。

3 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。

#### (事前準備)

第15条 乙は、指定期間の開始の日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 前項の規定による事前準備に関する費用は、乙の負担とする。

#### (再委託の禁止)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する業務で、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託してはならない。

- (1) 施設及び付属設備の保守及び検査業務
- (2) 清掃及び警備業務
- (3) その他特に甲が必要と認めた業務

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用負担において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用は、全て乙の責めに負うべき事由により生じた損害及び追加費用とみなし、乙が負担するものとする。

3 乙は、本協定によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

#### (本施設の改修等)

第17条 本施設の改修、改造、増築及び移設については、甲の責任及び費用負担において実施するものとする。

2 本施設の修繕については、1件につき130万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき130万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において

実施するものとする。

- 3 乙が前項に規定する本施設の修繕を行う際は、甲に対して予告するとともに了承を得るものとする。

(緊急時の対応)

第18条 指定期間中に、本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

- 2 災害発生時の対応については、別に定める業務基準書のとおりとする。
- 3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して原因調査に当たるものとする。

(守秘義務)

第19条 乙又は本業務に従事する者は、本業務の実施により知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、本協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙2「個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

- 2 前項の規定は、本協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(情報安全対策指針の遵守)

第21条 乙は、本業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針（平成15年8月15日15港政情第312号）を遵守しなければならないものとする。

- 2 乙は、甲が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。

(本業務の情報公開等)

第22条 乙は、乙が本業務で利用する文書等（図画、写真、フィルム及び電磁的記録等を含む。）について、区政情報公開請求又は自己情報開示等請求があったときは、甲の指示に従い、適切に対応しなければならない。

- 2 乙は、甲が受け付けた区政情報公開請求又は自己情報開示等請求に前項に規定する文書等が該当する場合は、甲の指示に従い、当該文書等を速やかに甲に提出しなければならない。
- 3 区政情報公開請求及び自己情報開示等請求に係る公開決定等は、甲が行うものとする。

る。

### 第3章 備品等の取扱い

(備品等の貸与)

第23条 甲は、別紙3「管理備品等一覧」に示す備品等(以下「備品等(I種)」という。)を無償で乙に貸与するものとする。

2 乙は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等(I種)が経年劣化等により本業務に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて当該備品等を購入又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等(I種)を破損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じてこれを弁償しなければならない。

(乙による備品等の購入)

第24条 乙は、本業務の実施のため、自己の費用等により備品等を購入又は調達することができる。

2 乙は、自己の費用等により購入又は調達した備品等(以下「備品等(II種)」という。)を帳票に掲載し、前条に規定する備品等(I種)と明確に区別して管理しなければならない。

3 前項に規定する備品等(II種)は、乙に帰属するものとする。

### 第4章 本業務実施に係る甲の確認事項

(業務実績報告等)

第25条 乙は、毎月終了後、翌月の10日までに次に掲げる事項を記載した報告書を甲に提出しなければならない。

(1) 本業務の実施状況

(2) 本業務の収支状況

(3) 本施設の利用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

2 乙は、四半期ごとに、支払を受けた指定管理料の執行の内訳を明らかにした書類を、四半期終了後、翌月の25日までに甲に提出しなければならない。

3 乙は、本施設について毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した当該年度の業務実績報告書を甲に提出しなければならない。ただし、当該年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該取消の日から起算して30日以内に当該取消の日までの当該年度の業務実績報告書を提出しなければならない。

(1) 本業務の実施状況



- (2) 本業務の収支状況
  - (3) 本施設の利用状況
  - (4) 第14条第1項第3号から第8号までに掲げる事項の実績
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項
- 4 乙は、前3項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。
- (1) 災害その他の事由により、本業務の執行が困難になったとき。
  - (2) 重大な事故があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に支障を来すような異例な事態が発生したとき。

(施設利用者アンケート等の実施)

第26条 乙は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、少なくとも年に1回アンケート、意見箱等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善の状況について甲に報告するものとする。

(業務実施状況調査)

第27条 甲は、第25条の規定に基づく報告の確認のほか、必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対し、本業務の実施状況等について、報告を求め、又は調査を行い、必要な指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(モニタリング)

第28条 乙は、前条に定める業務実施状況調査のほか、甲が実施するモニタリングに対し、誠実に応じなければならない。

(第三者評価の実施)

第29条 乙は、甲が契約する第三者評価機関又はこれに類するものによる評価を受審しなければならない。

2 乙は、前項の規定による受審の実施後において、当該受審の結果に基づき行った業務改善に係る取組状況について、甲に報告するものとする。

## 第5章 利用料金

(事業等の利用料金)

第30条 乙は、本施設において行う運動場管理運営事業について、条例第4条に定める額の範囲内において利用料金を定め、これを乙の収入として収受することができる。

2 乙は、前項の利用料金を定め、又は改定しようとするときは、区長に申請し、その

承認を受けなければならない。

(事業等の利用料金の決定に係る申請)

第31条 乙が事業等の利用料金の申請をするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を区長に提出するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) 利用料金及び適用時期
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

## 第6章 指定管理料

(指定管理料)

第32条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を払わなければならない。

- 2 指定管理料の額は、年度ごとに予算の範囲内で定める。なお、指定管理料は、職員人件費、光熱水費、修繕費、事業運営費、施設管理経費及びその他経費の区分により構成するものとする。
- 3 指定管理料の支払の方法は、別途年度協定で定める。その際、乙は、あらかじめ甲に対し、指定管理料の執行に係る事業計画書を提出しなければならない。
- 4 指定管理料には、第17条第2項の規定により乙が実施する修繕に要する費用（以下「修繕費」という。）及び光熱水費を含むものとする。
- 5 甲は、指定管理料のうち、光熱水費について、自ら負担して支出することができる。
- 6 第2項の指定管理料について、次に掲げる場合は、清算するものとする。
  - (1) 職員人件費、光熱水費及び修繕費について余剰金が発生したとき。
  - (2) 前号に掲げる経費以外について、事業の中止等で事業計画書に掲げる事業実施数が当初の見込みを下回ったことにより執行残額が発生したとき。

(指定管理料の額の変更)

第33条 前条に規定する指定管理料について、業務範囲の変更等により当初合意された額が不適当となったときは、甲乙協議の上、変更できるものとする。

## 第7章 自主事業

(自主事業)

第34条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用負担において、自主事業を実施することができる。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合には、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲乙協議する。

- 3 甲は、乙が自主事業を実施するに当たって、別途自主事業の実施条件等を定めることができる。
- 4 乙は、四半期ごとに、乙が実施した自主事業の収支を明らかにした書類を、四半期終了後、翌月の25日までに甲に提出しなければならない。

## 第8章 損害賠償及び不可抗力

### (損害賠償等)

第35条 乙は、故意又は過失により、本施設を損傷又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

### (第三者への賠償)

第36条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

### (保険)

第37条 乙は、本業務の実施に当たり、次に掲げる保険に加入するものとする。

- (1) 施設賠償責任保険
- (2) 第三者賠償保険

### (不可抗力発生時の対応等)

第38条 不可抗力の発生により甲又は乙に損害、損失及び増加費用が発生するおそれがある場合、乙は、早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

- 2 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、乙は、その内容及び程度について甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告を受けた場合、損害状況を確認し、甲乙協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。
- 4 不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められる場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。ただし、その場合、甲は、乙との協議の上、乙が本業務の一部の実施ができなくなったことにより免れた費用について、第32条及び第33条に規定する指定管理料

から減額することができるものとする。

## 第9章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第39条 乙は、本協定の終了に際し、本業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲又は甲が指定するものに対する引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の規定による本業務の引継ぎ等に関する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。

4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰の義務)

第40条 乙は、本協定の終了までに、指定管理の物件、備品等を原状に回復し、甲に対して明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は指定管理の物件の原状回復は行わずに甲が認める状態で明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 本協定終了に際し、備品等の扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 備品等（Ⅰ種）について、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぎなければならない。

(2) 備品等（Ⅱ種）について、乙は、原則として自己の責任と費用において撤収するものとする。ただし、甲乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して備品等（Ⅱ種）を引き継ぐことができるものとする。

## 第10章 指定期間の満了以前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し等)

第42条 甲は、条例第13条の規定に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第11条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 本業務の遂行に際し、不正行為があったとき。

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(3) 乙が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(4) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から本協定の解除の申出があったとき。

(5) 港区防災対策基本条例(平成23年港区条例第24号)第24条第1項の規定に

より、甲が本施設を避難所とするとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、乙による本施設の管理運営を継続することが、社会通念上適当でないとき認められるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失や追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第43条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害を受け、本業務の実施を継続することが困難と認めるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、甲において、乙が指定の取消しの申出をすることがやむを得ないと認めるとき。

2 甲は、前項の規定により申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第44条 甲又は乙は、不可抗力により発生した事故等により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断した場合、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項の指定の取消しによって乙に発生した損害又は増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙との協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第45条 第39条から第41条までの規定は、第42条から前条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、この限りでない。

(経費の返還等)

第46条 甲は、条例第13条の規定に基づき年度の途中において指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、乙に対して支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。また、このことにより生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わない。

## 第11章 その他

### (環境への配慮)

第47条 乙は、本業務を行うに当たっては、次に掲げる取組により、環境への配慮に留意するものとする。

- (1) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (2) 水、電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。
- (3) 有害化学物質、廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に及ぼす事故を防止すること。
- (4) 業務に関わる者に対して、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めること。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第48条 乙は、本協定により生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできないものとする。

### (運営協議会の設置)

第49条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図ることを目的とする運営協議会を設置することができる。運営協議会を設置する場合の詳細は、別途作成する規約において定める。なお、規約の内容は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲と乙は、協議の上、前項に規定する運営協議会に、関連する企業・団体、外部有識者、区民等を参加させることができるものとする。

### (指定管理者の口座開設)

第50条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとする。

### (請求、通知等の様式その他)

第51条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

### (協定の内容の変更)

第52条 本業務に関し、本業務の前提となる条件若しくは内容が変更されたとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(裁判管轄)

第53条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第54条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区教育委員会  
教育長 浦田 幹 男 ㊟

乙 豊島区长崎五丁目1番23号  
ピーウォッシュ・アシックススポーツファシ  
リティーズ・東急コミュニティー共同事業体  
代表事業者  
株式会社ピーウォッシュ  
代表取締役社長 漆原 雅 明 ㊟

## 施設の所在地及び概要一覧

名称	所在地	種別	構造等	面積
港区立麻布運動場	東京都港区 南麻布五丁目 6番33号	事務所建	SRC造2階建	延床面積 547.03m <sup>2</sup>
		野球場(1面)	人工芝	敷地面積 6,171.00m <sup>2</sup>
		庭球場(4面)	砂入り人工芝	敷地面積 2,584.00m <sup>2</sup>
港区立青山運動場	東京都港区 南青山二丁目 21番12号	事務所建	RC造2階建	延床面積 262.58m <sup>2</sup>
		野球場(1面)	人工芝	敷地面積 5,114.00m <sup>2</sup>
		庭球場(2面)	砂入り人工芝	敷地面積 1,265.00m <sup>2</sup>
港区立芝浦中央公園運動場	東京都港区 港南一丁目 4番1号	事務所建	鉄筋1階	延床面積 182.47m <sup>2</sup>
		庭球場(4面)	砂入り人工芝	敷地面積 2,697.00m <sup>2</sup>
		フットサル場(多目的運動場)(1面)	ゴムチップ入り人工芝	敷地面積 1,037.00m <sup>2</sup>
		壁打テニスコート(2面)		
港区立芝給水所公園運動場	東京都港区 芝公園三丁目 6番7号	事務所建	SRC造3階建	延床面積 381.00m <sup>2</sup>
		サッカー場(多目的運動場)(1面)	人工芝	敷地面積 11,062.35m <sup>2</sup>
港区立埠頭少年野球場	東京都港区 海岸三丁目 14番34号	事務所建	ブロック造1階	延床面積 190.00m <sup>2</sup>
		少年野球場(1面)	人工芝	敷地面積 4,459.00m <sup>2</sup>



名称	所在地	種別	構造等	面積
港区立芝公園多目的運動場	東京都港区芝公園二丁目7番2号	事務所建	RC造2階	延床面積 1,105.74m <sup>2</sup>
		フットサル場(多目的運動場)(3面)	人工芝	敷地面積 4,454.00m <sup>2</sup>
		プール(一般、子ども)	FRP	
港区立芝浦南ふ頭公園運動広場	東京都港区海岸3丁目33番20号	多目的運動場		敷地面積 4,237.04m <sup>2</sup>

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 乙は、この協定により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。指定管理期間満了後又は取消後も同様とする。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を管理運営業務以外の用途に利用してはならない。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、この協定により実施する管理運営業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ甲に通知し、承諾を得なければならない。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務について前項の規定により第三者に委託する場合は、この協定により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を委託先とし、この協定と同等の安全管理措置を義務付ける委託契約を結ばなければならない。また、乙は委託先に対して適切な監督を行い、甲の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、委託先が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 乙は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告しなければならない。また、乙は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 乙は、この協定により実施する管理運営業務が完了したとき又はこの協定が解除されたときは、管理運営業務に係る個人情報を速やかに甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該個人情報を甲の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 甲は、乙が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この協定を解除することができる。

2 前項の場合において、甲は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。指定管理期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 甲は、乙がこの協定により実施する管理運営業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、乙に報告を求めることができる。

2 甲は、乙に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を含む協定のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 乙は、管理運営業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、管理運営業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を

置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 乙は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を甲へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 乙は従業者に対して、管理運営業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 乙は、協定内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 乙及び甲は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく管理運営業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、管理運営業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する協定のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

## 港区立運動場 管理備品等一覧

NO	備品番号	品名	品質規格	保管場所	特記事項
1	2021759	自転車	BE-ELD63	麻布運動場	
2	2037008	AED（自動体外式除細動器）	AED-3100（№112841）	麻布運動場	カルジオライフ 保健所配備
3	2068680	得点板	野球用スコアボード（B-751）	麻布運動場野球場	
4	9934965	保管庫	KML-27FX	麻布運動場 事務所	貴重品ボックス
5	9944406	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
6	9944407	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
7	9944408	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
8	9944409	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
9	9944410	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
10	9944411	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
11	9944412	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
12	9944413	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
13	9944414	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
14	9944415	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
15	9944416	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
16	9944417	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
17	9944418	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
18	9944419	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
19	9944420	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
20	9944421	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
21	9944422	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
22	9944423	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
23	9944424	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
24	9944425	更衣箱	CL-3206型	麻布運動場 更衣室	3連2段（6人用）
25	2021760	自転車	BE-ELD63	青山運動場	
26	2026018	自動販売機	B T - L 252	青山運動場管理棟	
27	2037009	AED（自動体外式除細動器）	AED-3100（№112842）	青山運動場	カルジオライフ 保健所配備
28	9934966	保管庫	KML-27FX	青山運動場 管理棟2Fホール北側	スチール製
29	9944391	ウォータークーラー	CE-3103P	青山運動場 管理棟談話室	
30	9944493	更衣箱	S-1282TB型	青山運動場 管理棟1F更衣室	
31	9944494	更衣箱	S-1282TB型	青山運動場 管理棟1F更衣室	
32	9944495	更衣箱	S-1282TB型	青山運動場 管理棟1F更衣室	
33	9944496	更衣箱	S-1282TB型	青山運動場 管理棟1F更衣室	
34	9944497	更衣箱	S-1282TB型	青山運動場 管理棟1F更衣室	
35	9944498	更衣箱	S-1282TB型	青山運動場 管理棟1F更衣室	
36	2067157	電子計算機（予約システムパソコン）		青山運動場管理棟	
37	2067227	プリンター		青山運動場管理棟	
38	9907166	ホワイトボード		青山運動場管理棟	
39	2014686	更衣箱	アルファNEO-3W 2列3段6人用	芝浦中央公園運動場	
40	2014687	更衣箱	アルファNEO-3W 2列3段6人用	芝浦中央公園運動場	
41	2014688	更衣箱	アルファNEO-3W 2列3段6人用	芝浦中央公園運動場	
42	2014689	更衣箱	アルファNEO-3W 2列3段6人用	芝浦中央公園運動場	
43	2014690	更衣箱	アルファNEO-3W 2列3段6人用	芝浦中央公園運動場	
44	2014691	更衣箱	アルファNEO-3W 2列3段6人用	芝浦中央公園運動場	
45	2014692	更衣箱	アルファNEO-3W 2列3段6人用	芝浦中央公園運動場	
46	2014693	更衣箱	アルファNEO-3W 2列3段6人用	芝浦中央公園運動場	
47	2014694	更衣箱	アルファNEO-3W 2列3段6人用	芝浦中央公園運動場	
48	2014695	更衣箱	アルファNEO-3W 2列3段6人用	芝浦中央公園運動場	
49	2037010	AED（自動体外式除細動器）	AED-3100（№112843）	芝浦中央公園運動場C面	カルジオライフ 保健所配備
50	2068681	競技用ゴール	フットサルゴール（B-4662）	芝浦中央公園運動場	

N0	備品番号	品名	品質規格	保管場所	特記事項
51	9934967	保管庫	KML-27FX	芝浦中央公園運動場 管理棟	
52	9944546	更衣箱	WB541	埠頭少年野球場 一塁更衣室	
53	9944547	更衣箱	WB541	埠頭少年野球場 一塁更衣室	
54	9944548	更衣箱	WB541	埠頭少年野球場 一塁更衣室	
55	9944552	更衣箱	WB-848	埠頭少年野球場 三塁更衣室	
56	9944553	更衣箱	WB-848	埠頭少年野球場 三塁更衣室	
57	9944554	更衣箱	WB-848	埠頭少年野球場 三塁更衣室	
58	9944555	更衣箱	WB-848	埠頭少年野球場 三塁更衣室	
59	9944556	更衣箱	WB-848	埠頭少年野球場 三塁更衣室	
60	9944557	更衣箱	WB-848	埠頭少年野球場 三塁更衣室	
61	2005638	その他（椅子類）	690-012-5	芝給水所公園運動場	
62	2014224	競技用ゴール	#297 5×2.15m ジュニア用	芝給水所公園運動場	2014224のゴールと対
63	2015505	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝給水所公園運動場	
64	2015506	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝給水所公園運動場	
65	2015507	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝給水所公園運動場	
66	2015508	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝給水所公園運動場	
67	2015509	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝給水所公園運動場	
68	2015510	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝給水所公園運動場	
69	2015511	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝給水所公園運動場	
70	2015512	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝給水所公園運動場	
71	2015513	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝給水所公園運動場	
72	2015514	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝給水所公園運動場	
73	2037011	AED（自動体外式除細動器）	AED-3100 (No.112844)	芝給水所公園運動場	カルジオライフ 保健所配備
74	9907164	その他（椅子類）	S-530N	芝給水所公園運動場	ベンチ
75	9907167	その他（事務用器具類）	LY-3206S	芝給水所公園運動場	
76	9907168	その他（事務用器具類）	LY-3206S	芝給水所公園運動場	
77	9907169	その他（事務用器具類）	LY-3206S	芝給水所公園運動場	
78	9907170	その他（事務用器具類）	LY-3206S	芝給水所公園運動場	
79	9907171	その他（事務用器具類）	LY-3206S	芝給水所公園運動場	
80	9907172	その他（事務用器具類）	WP-12W	芝給水所公園運動場	
81	9907181	競技用ゴール	KE-652	芝給水所公園運動場	オールアルミ
82	9907182	競技用ゴール	KE-652	芝給水所公園運動場	オールアルミ 2014224のゴールと対
83	9944703	競技用ゴール	-	芝給水所公園運動場	サッカー用ゴール
84	9908251	応接用卓子		芝給水所公園運動場	
85	9907155	片袖机	A-01-001	芝給水所公園運動場	
86	9907165	書棚	A-03-010	芝給水所公園運動場	
87	2005637	その他（椅子類）	690-012-5	芝公園多目的運動場	
88	2014226	ごみ箱	ダストボックスミニ DB-106M	芝公園多目的運動場	
89	2014273	電気脱水機	ハヤブサ技研 HSD-6-G	芝公園多目的運動場	
90	2014274	電気脱水機	ハヤブサ技研 HSD-6-G	芝公園多目的運動場	
91	2023827	競技用ゴール	サンエイ42-421	芝公園多目的運動場	
92	2023828	競技用ゴール	サンエイ42-421	芝公園多目的運動場	
93	2023829	競技用ゴール	サンエイ42-421	芝公園多目的運動場	
94	2023830	競技用ゴール	サンエイ42-421	芝公園多目的運動場	
95	2023831	競技用ゴール	サンエイ42-421	芝公園多目的運動場	
96	2023832	競技用ゴール	サンエイ42-421	芝公園多目的運動場	
97	2038097	AED（自動体外式除細動器）	AED-3100 128024	芝公園多目的運動場	
98	9937498	片袖机	EDH-127S-C-HH	芝公園多目的運動場 監視室	
99	9937499	片袖机	EDH-117S-C-HH	芝公園多目的運動場 事務室	
100	9937500	ベンチ	L-1613	芝公園多目的運動場 コート	

N0	備品番号	品名	品質規格	保管場所	特記事項
101	9937501	ベンチ	L-1613	芝公園多目的運動場 コート	
102	9937502	ベンチ	L-1613	芝公園多目的運動場 コート	
103	9937503	カウンター	LIH-18AS	芝公園多目的運動場 更衣室	
104	9937504	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
105	9937505	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
106	9937506	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
107	9937507	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
108	9937508	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
109	9937509	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
110	9937510	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
111	9937511	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
112	9937512	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
113	9937513	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
114	9937514	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
115	9937515	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
116	9937516	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
117	9937517	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
118	9937518	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
119	9937519	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
120	9937520	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
121	9937521	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
122	9937522	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
123	9937523	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
124	9937524	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
125	9937525	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場 更衣室	
126	9937526	かさ立	KF-60	芝公園多目的運動場 風除室	
127	9937540	その他(棚台類)	JG9186 ビート板整理棚	芝公園多目的運動場	プールサイド整理棚
128	9937541	その他(体育器具類)	JG9835	芝公園多目的運動場	水中担架
129	9938524	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
130	9938525	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
131	9938526	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
132	9938527	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
133	9938528	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
134	9938529	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
135	9938530	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
136	9938531	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
137	9938532	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
138	9938533	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
139	9938534	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
140	9938535	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
141	9938536	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
142	9938537	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
143	9938538	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
144	9938539	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
145	9938540	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
146	9938541	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
147	9938542	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
148	9938543	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
149	9938544	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
150	9938545	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	

N0	備品番号	品名	品質規格	保管場所	特記事項
151	9938546	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
152	9938547	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
153	9938548	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
154	9938549	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
155	9938550	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
156	9938551	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
157	9938552	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
158	9938553	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
159	9938554	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
160	9938555	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
161	9938556	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
162	9938557	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
163	9938558	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
164	9938559	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
165	9938560	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
166	9938561	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
167	9938562	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
168	9938563	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
169	9938564	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
170	9938565	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
171	9938566	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
172	9938567	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
173	9938568	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
174	9938569	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
175	9938570	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
176	9938571	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
177	9938572	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
178	9938573	ロッカー	AC-5TCPG	芝公園多目的運動場	
179	9938574	ロッカー	FB-46VR	芝公園多目的運動場	
180	9938575	ロッカー	FB-46VR	芝公園多目的運動場	
181	9938576	ロッカー	AC-1WCPG-PH	芝公園多目的運動場 障害者用更衣室	
182	9938577	ロッカー	AC-1WCPG-PH	芝公園多目的運動場 障害者用更衣室	
183	9938578	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
184	9938579	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
185	9938580	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
186	9938581	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
187	9938582	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
188	9938583	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
189	9938584	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
190	9938585	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
191	9938586	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
192	9938587	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
193	9938588	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
194	9938589	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
195	9938590	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
196	9938591	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
197	9938592	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
198	9938593	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
199	9938594	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	



N0	備品番号	品名	品質規格	保管場所	特記事項
200	9938595	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
201	9938596	ロッカー	AC-2TCPG	芝公園多目的運動場	
202	9938597	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
203	9938598	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
204	9938599	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
205	9938600	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
206	9938601	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
207	9938602	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
208	9938603	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
209	9938604	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
210	9938605	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
211	9938606	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
212	9938607	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
213	9938608	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
214	9938609	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
215	9938610	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
216	9938611	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
217	9938612	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
218	9938613	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
219	9938614	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
220	9938615	ロッカー	AC-5WCPG	芝公園多目的運動場	
221	9938634	片袖机	EDH-127S-C	芝公園多目的運動場	ライトグレー
222	9938635	片袖机	EDH-127S-C	芝公園多目的運動場	ライトグレー
223	9938638	格納棚	LBN-7665K	芝公園多目的運動場	
224	9938639	格納棚	LBN-7665K	芝公園多目的運動場	
225	9938641	片開き戸棚	OK-26MS	芝公園多目的運動場	
226	9938642	金庫	SJ-50TA	芝公園多目的運動場	
227	9944660	硬貨計算機	DS-60型	芝公園多目的運動場	
228	9947523	その他(体育器具類)	HB-195HB196	芝公園多目的運動場	
229	9947524	その他(体育器具類)	HB-195HB196	芝公園多目的運動場	
230	9947525	その他(体育器具類)	HB-195HB196	芝公園多目的運動場	
231	9947528	その他(体育器具類)	PC-6 プールクリーナー	芝公園多目的運動場	
232	9947529	その他(体育器具類)	YTLM-150	芝公園多目的運動場	コースロープ巻取器
233	9947530	その他(体育器具類)	YTLM-150	芝公園多目的運動場	コースロープ巻取器
234	9947531	その他(体育器具類)	YTLM-150	芝公園多目的運動場	コースロープ巻取器
235	9947532	その他(体育器具類)	YTLM-150	芝公園多目的運動場	コースロープ巻取器
236	9947533	その他(体育器具類)	YTLM-150	芝公園多目的運動場	コースロープ巻取器
237	9972694	自動両替機	GSC-009A	芝公園多目的運動場	
238	2027453	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
239	2027454	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
240	2027455	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
241	2027456	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
242	2027457	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
243	2027458	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
244	2027459	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
245	2027460	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
246	2027461	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
247	2027462	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
248	2027463	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
249	2027464	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
250	2027465	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	

N0	備品番号	品名	品質規格	保管場所	特記事項
251	2027466	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
252	2027467	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
253	2027468	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
254	2027469	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
255	2027470	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
256	2027471	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
257	2027472	プールフロア	防炎加工 セノー社製 JN9270	芝公園多目的運動場	
258	2027473	車椅子	セノー社製 JR931010	芝公園多目的運動場	
259	2071048	自動発売機	K B172NNS5	芝公園多目的運動場	
260	2071049	自動発売機	K B172NNS5	芝公園多目的運動場	
261	2071050	自動発売機	K B172NNS5	芝公園多目的運動場	
262	2071051	自動発売機	K B172NNS5	芝公園多目的運動場	
263	2071052	自動発売機	K B172NNS5	芝公園多目的運動場	
264	2071060	各種付属装置	ME-10	芝公園多目的運動場	
265	2071061	各種付属装置	ME-10	芝公園多目的運動場	
266	2071062	各種付属装置	ME-10	芝公園多目的運動場	
267	2071063	各種付属装置	ME-10	芝公園多目的運動場	
268	2071064	各種付属装置	ME-10	芝公園多目的運動場	
269	9953845	AED収納ラック	-	芝公園多目的運動場	自動体外式除細動器 (AED) 収納ボックス
270	2008724	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝浦南ふ頭公園運動広場	
271	2008725	競技用ゴール	フットサルゴール 2m×3m	芝浦南ふ頭公園運動広場	
272	2038101	AED (自動体外式除細動器)	AED-3100 128039	芝浦南ふ頭公園運動広場	
273	9907178	競技用ゴール	KE-725	芝浦南ふ頭公園運動広場	オールアルミ 2台で1組 芝給水所から移設 (平成26年)
274	9958104	運搬車	KE398	芝浦南ふ頭公園運動広場	
275	9958105	運搬車	KE398	芝浦南ふ頭公園運動広場	
276	9958106	ラック	S1053-G12	芝浦南ふ頭公園運動広場	
277	9958107	競技用ゴール	KE726	芝浦南ふ頭公園運動広場	フットサルゴールオールアルミ丸
278	9958108	競技用ゴール	KE726	芝浦南ふ頭公園運動広場	フットサルゴールオールアルミ丸
279	9958109	競技用ゴール	KE718	芝浦南ふ頭公園運動広場	サッカーゴールオールアルミ ジュニア規格品
280	9958110	競技用ゴール	KE718	芝浦南ふ頭公園運動広場	サッカーゴールオールアルミ ジュニア規格品